

## 47—03 P U D T

### 審判の費用の範囲と計算

#### 1. 審判費用の範囲

審判に関する費用の範囲は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（以下、この節 47—03 において「民訴費法」という。）中、これに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による（特 § 169⑥、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

審判の費用として計算される項目は以下のとおりである。

- (1) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用
- (2) 翻訳料
- (3) 審判手数料
- (4) 特 § 13（実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）により弁理士に代理を命じたときの報酬
- (5) 期日に出頭した当事者及び代理人の日当、旅費、宿泊費
- (6) 証人、鑑定人、通訳人、及び民訴 § 218②に定める鑑定書の説明者の日当、旅費、宿泊費
- (7) 鑑定料、通訳料
- (8) 実地検証のための審判官及び審判書記官の旅費、宿泊費
- (9) 証拠保全に要した費用
- (10) その他

なお、(6)、(7)、(8)、(9)、については、その概算額を証拠調申出人に予納させる（特 § 169⑥、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、民訴費法 § 12）。

#### 2. 審判費用の計算

審判の費用は、審判費用の額の決定の請求があった事件の審判記録、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を照合、調整し、費用の範囲内の項目（→ 1. ）

につき民訴費法、及び民事訴訟費用等に関する規則（以下、この節 47—03 において「民訴費則」という。）に定める基準に従い、以下の手続によって計算する。その価額は、費用支出当時の価額による。

- (1) 審判記録に基づき、請求人が支出した個々の費用の項目及びその額を調査、計算する。
- (2) 請求人が提出した費用計算書の費用の項目及びその額を(1)の計算と照合して、項目違い、計算違いがあるときは、補正を命じる。
- (3) 相手方に催告書を発して、意見書が提出された場合は、その意見書を請求人の費用計算書と照合し、理由ありと認められる事項については、相手方の意見書に基づいて請求人の費用計算を訂正する。
- (4) 以上の手続により、請求人の費用計算書の各項目及び額が適正なものとなったときは、その総計額を求めて、費用額を決定する。ただし、この総計額は、請求人の請求額を超える額であってはならない。

### 3. 留意事項

- (1) 官庁等から書類の交付を受けるために要する費用については、民訴費法第 2 条第 7 号に規定されているところ、書証として利用するため官庁等から書類（例えば、所有権を立証するための登記簿謄本や相続を立証するための戸籍謄本等など）の交付を受ける場合の手数料は本号の適用を受けず、訴訟費用には含まれないと解されている。

そのため、特許原簿謄本は、通常は書証として利用するために官庁から交付を受けたものであり、その交付の手数料については、本号の適用を受けず、審判費用には含まれない。

（参考：「民事実務講義案Ⅱ（三訂版）137 頁（第 3 章訴訟費用 第 5 訴訟費用額確定手続 4(3)ウ(イ) d）」）

- (2) 当事者等の旅費の計算方法における最短距離については、民訴費法第 2 条第 4 号の規定に準じて算出することとし、出頭地が特許庁の場合は東京簡易裁判所、巡回審判の場合は巡回審判の地の管轄の簡易裁判所を基準とする。

代理人の旅費についても同様とする。

- (3) 審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用については民訴費則で定め

られた以下の計算方法により算出する。

「{基本額① + (訴訟、準備書面等の通数に基づく加算②) + (書証の写しの通数に基づく加算③)} × 送付すべき相手方の数を5で除して得た数④」

(別表参照)

民訴費則によると、最終的には「相手方数」を加味した額の算出が行われることとなるから、対象となる書面は基本的に相手方に送付される書面であると考えられる。してみると、特許庁における審判請求書その他の書類の作成及び提出の費用の額の算出にあたっては、基本的に相手方に送達、送付されるものを対象とすべきである。

したがって、当該民訴費則における訴状、準備書面等に対応するものとしては、審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面が挙げられ、同様に、当該民訴費則における書証に対応するものとしては、前述の審判請求書、答弁書など相手方に送達、送付される書面に添付された甲第1号証などの書証(参考資料であっても、相手方に送達される書証は全て含む)が挙げられる。

また、相手方数の計算に際しては、特施規第50条の4において審理用副本1通の提出を求めていることから、送付すべき相手方の数に+1(特許庁分)をするのが妥当である。

## 別 表

①基本額		1, 500円
②請求書等	書面の通数が5を超えるときは、その超える通数15までごと	1, 000円
③書証の写し	書面の通数が15を超えるときは、その超える通数50までごと	1, 000円
④相手方数	送付すべき相手方の数を5で除して得た数(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げ)	

(具体例)

例えば、請求書等を4通、書証の写しを20通提出し、請求書等を送付すべき相手方の数が2であった場合には、次のとおり、書類の作成及び提出の費用を算出することになる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & *(2+1)/5=0.6 \text{ 切り上げて } 1 \\
 (1, 500 \text{円} + & & 0 \text{円} + & 1, 000 \text{円}) \times 1^* = & 2, 500 \text{円} \\
 \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\
 \text{基本額①} & & \text{通数加算②} & & \text{通数加算③} & & \text{相手方数④}
 \end{array}$$

(改訂 H27.2)